

令和4年第1回滝川市議会定例会（第17日目）

令和 4年 3月18日（金）

午前 9時56分 開 議

午前11時17分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

日程第 4 議案第25号 令和3年度滝川市一般会計補正予算（第15号）

日程第 5 議案第26号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

日程第 6 報告第 2号 監査報告について

報告第 3号 例月現金出納検査報告について

日程第 7 意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する要望意見書

意見書案第2号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める要望意見書

日程第 8 請願第 1号 「核兵器禁止条約への署名・批准を行うことを求める意見書」の提出を求める請願

日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（14名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	7番	関 藤 龍 也 君
8番	寄 谷 猛 男 君	9番	佐々木 和 代 君
10番	安 樂 良 幸 君	11番	本 間 保 昭 君
12番	田 村 勇 君	13番	柴 田 文 男 君
14番	荒 木 文 一 君	16番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（1名）

15番 水 口 典 一 君

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君

会 計 管 理 者	杉 原 慶 紀 君
総 務 部 次 長	堀之内 孝 則 君
保 健 福 祉 部 長	横 山 浩 丈 君
建 設 部 長	尾 崎 敦 君
市立病院事務部長	柳 圭 史 君
教 育 部 長	諏 佐 孝 君
監 査 事 務 局 長	中 川 祐 介 君
企 画 課 長	平 川 泰 之 君

総 務 部 長	和 田 英 昭 君
市 民 生 活 部 長	浦 川 学 央 君
産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君
建 設 部 次 長	加 地 幸 治 君
市立病院事務部次長	堀 勝 一 君
教育部指導参事	橋 本 展 晴 君
総 務 課 長	小 畑 力 也 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	深 村 栄 司 君
書 記	高 橋 誠 君

事 務 局 副 主 幹	壽 崎 行 洋 君
書 記	吉 田 陽 愛 君

◎開議宣告

- 議長 長 ただいまの出席議員数は、14名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において堀議員、木下議員を指名いたします。

◎日程第2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 長 日程第2、第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。
○事務局副主幹 第1予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。
事務局副主幹朗読する。（記載省略）
○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。安樂委員長。
○第1予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明させていただきます。
第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案6件につきましては、4日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ48名の委員から103問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。
討論、採決を行った結果、全会一致をもっていずれも原案どおり可とすべきと決定いたしました。
なお、討論の際に各会派等から出されました意見の要旨につきましては、後日議員全員に配付することになっておりますことを申し添えます。
最後に、委員会での審査に当たりまして、昨年に引き続きリモート開催という制約のある中、精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者をはじめ担当職員の皆様に厚く御礼を申し上げ、補足説明といたします。
○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていたいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長 長 異議なしと認めます。
よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。

この場合、第1予算審査特別委員長の報告のうち、議案第19号は議員の除斥対象議案のため、先に議案第1号及び議案第19号を除く予算関連議案の討論及び採決を行った後、残りの議案第19号の討論及び採決を行いたいと思います。

これより第1 予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1 号及び議案第1 9 号を除く予算関連議案の討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて議案第1 号及び議案第1 9 号を除く予算関連議案の討論を終結いたします。

これより議案第1 号及び議案第1 9 号を除く予算関連議案について一括採決いたします。

本件をいずれも第1 予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1 号、議案第1 3 号、議案第1 6 号、議案第1 8 号、議案第2 0 号及び議案第2 1 号の6 件につきましては、いずれも第1 予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第1 予算審査特別委員長の報告のうち、議案第1 9 号の討論に入ります。

この場合、地方自治法第1 1 7 条の規定により田村議員は除斥の対象となっており、あらかじめ退席されておりますので、この場合会議を続行いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて議案第1 9 号の討論を終結いたします。

これより第1 予算審査特別委員長の報告のうち、議案第1 9 号について採決いたします。

本案を第1 予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1 9 号は、第1 予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

(田村議員入場)

◎日程第3 第2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、第2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 第2 予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。

事務局副主幹朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。木下委員長。

○第2 予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読されました内容のとおりであります、審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第2 予算審査特別委員会に付託されました議案第2 号から第7 号までの6 件及び予算関連議案1 件につきましては、3 日間にわたり会計ごとに所管より詳細なる説明を受けた後、延べ2 6 名の委員から3 4 問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決を行った結果、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

なお、討論の際に各会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会での審査に当たりまして、精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切な答弁をいただきました理事者をはじめ担当職員の皆様に厚く御礼を申し上げ、補足説明いたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号から第7号まで及び議案第15号の7件について一括採決いたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第7号まで及び議案第15号の7件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第25号 令和3年度滝川市一般会計補正予算(第15号)

○議 長 日程第4、議案第25号 令和3年度滝川市一般会計補正予算(第15号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第25号 令和3年度滝川市一般会計補正予算(第15号)についてご説明いたします。

今回の補正は、非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る繰越明許費の補正となっております。

1ページを御覧ください。翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、第1表によるところでございます。

2ページをお開き願います。第1表、繰越明許費補正でございます。追加が2件ございまして、令和4年度に繰り越して使用する経費のうち、非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業につま

しては既に議決をいただいておりますが、事業が年度内に完了しないため繰越明許費としたいとするもので、繰越額は１億６，１１８万５，０００円となります。また、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましても同様に事業が年度内に完了しないため繰越明許費としたいとするもので、繰越額は１，６４４万２，０００円となります。

以上を申し上げ、議案第２５号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２５号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２５号は可決されました。

◎日程第５ 議案第２６号 令和４年度滝川市一般会計補正予算（第１号）

○議 長 日程第５、議案第２６号 令和４年度滝川市一般会計補正予算（第１号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第２６号 令和４年度滝川市一般会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

今回の補正は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補正となっております。

１ページを御覧ください。第１項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億６，７９５万７，０００円を追加し、予算の総額を２１３億８，６９５万７，０００円とするものです。

第２項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表によるところでございます。

２ページから３ページまでは第１表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。３款２項１目児童母子福祉費、補正額３００万円の増額につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費の補正でございます。子育て世

帯への臨時特別給付金につきましては、令和3年12月から給付を行っておりますが、離婚等により給付金を受け取っていない方が給付対象に追加されたことなどから、給付対象者数が当初の見込みを上回る見通しとなったため補正したいとするもので、費用の全額が内閣府の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金で措置されるものです。

4款1項2目予防費、補正額1億6,495万7,000円の増額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種のための体制づくりの経費について令和4年度も引き続き国が全額を負担する方針が示されたことから、ワクチン接種費用のほかコールセンター委託料等の支払いに係る費用を補正したいとするもので、費用のうち6,527万7,000円が新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、9,968万円が新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で措置されるものです。

以上、歳出合計で1億6,795万7,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款1項2目衛生費負担金から16款2項3目衛生費補助金までは、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1億6,795万7,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 それでは、新型コロナウイルスワクチンのコールセンターの委託料9,968万円の件で伺いたいと思います。今回の3回目の接種や5歳以上の子供たちへの接種の期間はいつまでで約9,900万になっているのですか。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 三上議員からのご質問にお答えしたいと思います。

今回補正をしたいとするものにつきましては、令和4年4月から9月までにやるようにと通知等が国から来ておりますので、その費用と、全ての費用ということでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、9月までということなので、例えば第7波が9月までの間に起きた場合も、この接種量というのは変わらないということによろしいでしょうか。そしたら、コールセンター業務としては、またかなりの業務になると思うのですけれども、第7波が来ても来なくてもこの金額には変わらないということによろしいですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 三上議員からの再質問にお答えしたいと思います。第6波、第7波ということでございますけれども、私どもの予算計上、国ももちろんなのですけれども、例えばワクチン接種ですと、それらの回数に対応した接種料金ですとか、それから体制確保の補助金、交付金というふうになっているというふうに理解をしております。したがって、第7波というのはいつ来るかと

いうのは全く見えないところですが、新たな対策が重ねて国のほうから必要というふうに見込まれる場合には恐らく国のほうが方針を変え、通知が出てきて、こういうことをやってくださいということになりましたら、それについては追加分は改めて補正をするということになるのかというふうに思っております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は可決されました。

◎日程第6 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第6、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第2号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、滝川市立病院、滝川市立高等看護学院、総務部及び建設部で、令和2年度の執行事務を対象に実施いたしました。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、滝川市立病院では契約事務において見積書の提出を本社宛てに依頼したが、委任状なしで営業所長が見積書を提出して見積り合わせを執行したもの、変更契約に伴い実施済みの業務内容及び金額まで変更したものの、施行決定書を作成していないもの、見積り合わせの結果の比較表に予定価格、これは税抜きを誤記しているもの、見積金額が予定価格を超えていたが、予定価格と同額と誤記して契約を締結し

ているもの、見積書の内容の合計額に誤りがあり、見積単価より高い金額で契約を締結したものなどがありました。また、団体事務において会費徴収の休止を総会に付議することなく決定し、理事長までの決裁文書等を作成していませんでした。総務部では、歳入において市有地の貸付料の日割り計算を行わず月割りで請求し、過払いの生じているものがありました。また、契約事務においてウイルス対策ソフトウェアのライセンス更新を8月4日に締結し、仕様書で4月1日に遡及適用すると規定したもの、電力購入契約で契約条項に規定している書類と異なる書面を別紙として当該契約書に添付しているものなどがありました。これらにつきましては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう対象部局に対する講評において指導いたしました。

以上で報告第2号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第3号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和3年10月から12月分までの例月現金出納検査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金及び歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日、検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。また、計数以外の書類検査でありますが、指導事項は特になく、軽易な事項につきましては講評または検査の過程において指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第3号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び報告第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第7 意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する要望意見書

意見書案第2号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める要望意見書

○議 長 それでは、日程第7、意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する要望意見書、意見書案第2号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第2号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める要望意見書。送付先は、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会からの提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決にいたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号はいずれも可決されました。

◎日程第8 請願第1号 「核兵器禁止条約への署名・批准を行うことを求める意見書」
の提出を求める請願

○議長 長 日程第8、請願第1号 「核兵器禁止条約への署名・批准を行うことを求める意見書」の提出を求める請願、これを議題といたします。

請願第1号は2月25日に受け付けたものであり、内容は配付した請願書の写しのとおりであります。

過日の議会運営委員会で確認したとおり、本件につきましては滝川市議会会議規則第125条第1項ただし書の規定に基づき、議会運営委員会への付託を省略し、請願の趣旨についてこれを求めます。寄谷議員。

○寄谷議員 原水爆禁止滝川協議会理事長の櫛田菊治郎氏のほうから核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書を提出されたいとの請願があり、私が紹介議員となりましたので請願趣旨についてご説明させていただきます。

2017年7月7日、史上初めて核兵器を全面的に禁止する核兵器禁止条約が国連加盟国のほぼ3分の2、122か国、地域の賛成で採択されました。その後、本条約発効に必要な50か国、地域に達し、そこから90日後の昨年1月22日に発効しました。

本条約の前文には、核兵器が二度と使用されないよう保障するための唯一の方法は、核兵器の完全な廃絶であるとし、被爆者及び核実験の被害者の苦痛に留意し、核兵器の法的拘束力のある禁止

こそ核兵器のない世界への達成及び維持に向けた重要な貢献となるとしています。

世界には米国、ロシアを中心に約1万3,000発の核兵器が現存し、何らかの偶然で使用される人類死活に関わる異質な危険の中にあります。唯一の戦争被爆国である日本において原子爆弾による地獄のような悲惨な経験は、日本国憲法第9条の戦争の放棄、軍備不保持条項へと連なり、被爆者自身の希求の声は核兵器のない平和で公正な世界への草の根の運動になっています。

北空知では、現在深川市、赤平市、歌志内市、芦別市、上砂川町、沼田町の6市町が政府に意見書を提出しています。滝川の前田市長も平和首長会議に加入し、本市は平和都市宣言も行っています。

日本政府の署名、批准は、核兵器廃絶の国際的にも大きな流れをつくることに貢献しますということで、2点、核兵器禁止条約を速やかに署名、批准すること、2点目に第1回締約国会議にオブザーバーとして参加することを政府に意見書として強く要請されたいとの請願がありました。意見書案については、別紙のとおりになります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣を予定しております。

以上を申し上げまして趣旨説明といたします。慎重なご審議お願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 請願者のご意見について1点お伺いをしておきたいと思っております。実は、これまで私どもの会派は、こういった請願に対して賛成の立場で取組を行ってまいりました。今般ロシアのウクライナに対する侵略問題について会派内部でも相当な激しい議論も行う中で、実はこの核兵器禁止条約そのものに対する疑問が会派内部で相当生じました。そういったことで、ちょっと寄谷議員のお考えをお聞きした中で、本請願に対する賛成、反対の考え方を後々述べたいと考えております。

お伺いしたい1点ですが、今般のこのウクライナに対する侵略において国連が役割を果たした形跡が全くないということでもあります。確かに百数十か国、国連の参加国が集まって、この侵略に対する批判の輪を広げておりますが、このウクライナの侵略に対する進展が全くない。我々日本国民は、全ての国民がこの戦争に反対し、ロシアの即時撤退を求めているはずであります。しかしながら、国連が総じて反対するこの戦争に対して常任理事国であるロシアが全く国連の意見に従わないこのような状況にある中で、この核兵器禁止条約に仮に日本が署名したとしても、本当にこれが実効性ある条約であり、将来核がこの世界からなくなる、このことを担保する条約であるのかどうか、あるいは国連の役割が本当に果たせるのか、このことについて寄谷議員のご意見について拝聴させていただきたいと思う次第であります。

○議長 寄谷議員。

○寄谷議員 ただいまの柴田議員の発言については、私も共感するところがありまして、ウクライナからなかなかロシアが撤退しないことについてはゆゆしき事態だと思っています。ですが、そのときに大事なのは、それでウクライナに武器を供給するとかして武力に対して武力で戦う、それで本当に平和が訪れるのかということに対して私は疑問を持っております。核兵器禁止条約もそんな

のですが、これは主に核兵器のない国がこれまでの核軍縮に向けた核保有国の中での議論がなかなか進まない、それに対していら立ちを感じてつくられたという経緯もあるようです。今回のウクライナの侵略に対して私も札幌での集会に参加したのですが、ロシア領事館の前で抗議をした方の話によれば、カーテンがちらちらして、中から外の様子をうかがっているというようなお話がありました。そういう意味では、国際的な世論がしっかりすることで国連でのその役割もしっかり果たされるようになるというふうに私は考えておりますので、そういう意味では世論が、そして世界が共通して紛争はいけない、核はいけないという、そういう動きをつくることで核兵器の縮減、そして紛争の解決に向かうものと考えておりますので、今回もこういう決議を上げることで、ひいては国連の果たす役割がしっかり果たされるようになっていくと、そういう風の流れをつくれるものだと私は考えております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 私がお尋ねしたいのは、この条約が批准された後、国連が役割を果たして常任理事国に対して核の放棄を迫れる、そういう状況になるかどうかということについて寄谷さんはどうお考えなのかということをお聞きしております。平和の風が吹けば何とかなるというようなお答えを要求しているわけではないので、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長 長 寄谷議員、質問の趣旨は理解されましたか。寄谷議員。

○寄谷議員 核兵器禁止条約、これはこれまでであるNPT、核不拡散条約と違って、加入すれば、参加すれば核廃絶の法的義務を負うということで、参加すること事態が非常にハードルの高い条約だと私は理解しております。ですから、それに入って、参加国が核保有国に対して参加を求める、そういうことを進めていく条約になりますので、これは国連が大きな役割を果たすことになる条約だと私は理解しております。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 それでは、寄谷議員に大きく1点について質疑を申し上げます。

この請願が提出されたのは2月25日で、ウクライナに侵攻が始まったのは2月24日でした。私は副議長なので、先に見せていただいた際に、寄谷議員撤回しないかと申し上げたのだけれども、ちょっと困った顔をされていたことしか実は印象がない状況です。この意見書の中を拝見いたしますと、中段に様々書いてある後に、その威嚇に至るまで核兵器に関するあらゆる活動禁止、抜け穴を許さないものとなっているということは、批准した国に対してこれが有効になるということだと思うのだけれども、いわゆる独裁国家と言われるところは、こういう縛りには当たらないということになってしまうのではないかと思いますし、実際にロシアのウクライナ侵攻が起きた上でこの請願を出してくるということについて、これを準備されたときも実はロシアのウクライナ侵攻が始まるのではないかと報道が頻繁にされておりました。そんな中で、このことは独裁国家に利するいわゆる国民をミスリードするための方策だというふうに私はどうしても理解せざるを得ないのですけれども、これは全国の地方議会で今回行われている取組なのでしょうか。

○議長 長 質問の趣旨、よろしいでしょうか。寄谷議員。質問の趣旨は理解されましたか。寄谷議員。

○寄谷議員 同様の意見書案については、従来から取り組んでいるところでございます。本市においても私のほうで意見書というのは出したことはありますが、それは通っていません。今回請願ということで、民間の団体の方から本会議でも議論してほしい、滝川でも周りの市町村のように議論してほしいというような請願がありまして、今回の請願に至った経過があります。

(何事か言う声あり)

○議 長 全国的に出されているのですかという。

○寄谷議員 意見書ということで、意見書については出されています。請願については、意見書案が通らないところについては今回の機に本会議で出るところもあるかと思いますが、ほかのまちで請願が出されているかどうかについてはちょっと私のほうでは把握しておりません。

○議 長 本間議員。

○本間議員 ということは、滝川の原水爆禁止滝川協議会は、例えば全国のほかのいわゆる自治体に属するこの会と横の連携、情報交換もしないで、滝川だけ単独でこれを行ったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 この意見書の扱いについては、全国どこについても共通で行われております。ただ、これを請願にするかどうかについては、それぞれのまちの取組によりますので、これについてはほかとの関係での協議というのはしていないというふうに私のほうでは理解しております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、紹介議員の寄谷議員に伺いたいと思います。

現実問題として、日本は日米同盟でいわゆるアメリカ、米国の核の傘で守られているということがあります。今回ニュースで分かるとおり、ウクライナとロシアの関係、これについては法律、そういったものに全然関係ないよという独裁者が現れた場合に、果たして日本がどのようにこの領土を守っていけるのかということ非常に心配しております。そのことについて寄谷議員に伺いたいと思います。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 ただいまの三上議員のご質問ですが、確かに日本がそういう危機にあったらどうするのかというのは、非常に安全保障上重要な問題だと感じます。ですが、この核兵器禁止条約にあるように、そのような場合にありとあらゆる手段を無制限に使ってもいいのかという問題に当たると思います。核兵器については、その威力、それから非人道的な性質からほかの兵器とは比べ物になりません。ですから、日本が侵略されようとする場合には、ほかのそういう手段を使ってやることはできても、一定のそういう非人道的な兵器についてはやはりそれを日本が同じように使うわけにはいかないだろうと。独裁者と同じになってしまうだろうということで、一定のそういう使えるものと使えないものがあると考えて、核兵器についてはやはりいかなる理由があっても使ってはいけないと、それが過去の歴史であるというふうに私のほうでは理解しております。よろしいでしょうか。

○議 長 三上議員。

○三上議員 日本の立場は、この核兵器禁止条約の署名、批准しないという立場です。これはなぜかという、先ほど申し上げたとおり、日米同盟があるということと日本自体が米国の核の傘に守られているということがあります。日本は、この署名、批准しない国々の中に入って、核の脅威というものを訴えていかなければならない、そういう立場にあると思っておりますので、そのことについてはどのように考えるのか伺いたい。

(何事か言う声あり)

○議長 長 直接やり取りはしないでください。寄谷議員、質問の趣旨は分かりました。

(何事か言う声あり)

○議長 長 もう一度、では三上議員。

○三上議員 日本は、核兵器禁止条約に署名、批准しない立場です。署名、批准しない国々の中で、日本は初めて原子爆弾を落とされた国でございます。その悲惨さをこの国々の中に入って訴えていくという使命がございます。そのために署名、批准しないのですが、その件についてはどのように考えておりますかということです。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 日本が署名、批准しないで、同じように核兵器禁止条約に対して署名、批准しない国に対してどう訴えていくのかということですが、私としては今回逆に署名、批准することでその意義を訴えることが大事なかと理解しております。核兵器を使っていいのかどうなのか、何らかの理由があれば許されるのかという点で、被爆国である日本は一番知っているわけですから、それについては日本政府の考えを改めていただきたいということで意見書を出していただきたいと考えております。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入る前に、コロナ感染防止対策のため議場内の空気を入れ替えたいと思いますので、暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどといたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時59分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

まずは、反対討論の方から入りたいと思いますが、反対討論の方。安樂議員。

○安樂議員 私は、新政会を代表して、請願第1号 「核兵器禁止条約への署名・批准を行うことを求める意見書」の請願提出を否とする立場で討論いたします。

日本は、世界で唯一の核被爆国であり、また非核三原則を遵守している国でもあり、一国民とし

ては核兵器のない平和な世界の実現を望むところでありますが、しかしながら現状は米国、ロシア、中国、北朝鮮などをはじめとする9か国が武力、または抑止力として核兵器を保有しています。世界の軍事パワーバランスやそれぞれの核兵器保有国家の思惑を考察したとき、核保有国家が禁止条約に署名、批准し、核兵器を廃棄することは現段階では考えにくい状況にあり、直近においても核兵器の使用をちらつかせながら他国を侵略する国や我が国周辺においても核兵器の開発に全国力を傾注する国などが存在することは既成事実であります。そのような不安定な国際情勢の中、日本が主権国家として領土を維持し、国民が安全、安心に生活できているのは、自衛隊の存在と日米安全保障条約による在日米軍の駐留、そして米国が保有する核兵器の傘の下にあることが大きな抑止力となっているからです。現状における日本の安全保障は、日米同盟により成り立っていることは紛れもない事実であり、そのことを我々は決して忘れてはいけません。

以上、「核兵器禁止条約への署名・批准を行うことを求める意見書」の提出を求める請願に反対する討論といたします。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 趣旨については、先ほどの質疑においてもはっきり申し上げたとおりであります。それと、私ども会派清新としては、内部での議論を踏まえて、この請願に対する態度については会派に属する議員それぞれに判断をしていただくということで会派拘束を外しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、1点だけ申し上げておきたいことは、私もこれまで現地、広島、長崎でそれぞれ被爆者の声を聞き、本当にこの核被爆の現状について様々勉強してまいりました。そういった意味では、世界平和のため核兵器のない世界を実現させる、そのことについては一切異論はございません。ただし、今般のこのウクライナの現状をしっかりと見て、将来の日本の安全保障がかくあるべきということは、被爆者の皆さんの願いをかなえた方法も含めてしっかりと国民的議論に付することが重要であると私は考えておりますので、そのことを申し添えて反対の討論にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 寄谷議員。

○寄谷議員 私は、「核兵器禁止条約への署名・批准を行うことを求める意見書」の提出を求める請願を可とすべきものとする立場から討論を行います。

核兵器禁止条約の意義は、先ほども述べたように、核兵器の非人道性からその使用、威嚇はいかなる場合にも許されないとしたことにあります。昨年この滝川においても広島の高校生が被爆体験者と共に作成した絵画の展示会がありました。そこに描かれていたのは、人として生きること、そして死ぬことも許されなかった人々の姿です。被爆者はいまだに苦しんでいます。そのような結果をもたらす兵器の使用、威嚇は許されるのでしょうか。いかなる理由があっても、たとえ自国を侵略から守るためであっても使うことは許されない、そういう特別な兵器だと考えます。抑止力というのは、核による威嚇です。いざとなれば使うということですが、唯一の被爆国である日本が広島、長崎の二の舞にするぞというような威嚇をしていいのでしょうか。この核兵器禁止条約の出た背景には、なかなか核軍縮が進まない、核保有国だけに任せてはられないという思いがあります。

今ロシアによるウクライナ侵略が行われ、ロシアは世界に対し自衛のためと称して核兵器による威嚇もしています。核兵器の使用の危険性が現実的に極めて高い状態にあるのではないのでしょうか。この動きに核で対抗していいのでしょうか。もし仮にウクライナに核兵器を持ち込めば、ロシアは撤退するのでしょうか。核の抑止力といいます。全ての国が核兵器を持てばその抑止力で紛争は起きなくなるのでしょうか。私は、いずれの国も分け隔てなく核兵器は違法であるというルールをつくることが安全保障にプラスに働くというふうに考えます。そして、見逃せないのは、この機に国内では核共有の議論をしようという動きがあることです。米軍の核兵器を日本に配備し、日米が共同で管理運用する核共有、ニュークリアシェアリングについて議論を求める動きがあります。しかし、核兵器の使用がどんな結果をもたらしたのでしょうか。日本が一番知っているはずですが。核兵器による威嚇は、核軍縮をもたらすのでしょうか。歴史をしっかりと振り返る必要があると思います。被爆者の悲惨な経験を繰り返すことはできません。いかなる理由も核兵器の使用を許すことにはならないのではないのでしょうか。日本政府は、唯一の被爆国の政府として核兵器禁止条約に参加すべきです。したがって、「核兵器禁止条約への署名・批准を行うことを求める意見書」の提出を求める請願を可とすべきものとする次第です。

以上、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号を起立により採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決しました。

◎日程第9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

ここで帰任職員の紹介がございますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 14 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長挨拶

○議 長 以上をもちまして予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 令和 4 年第 1 回滝川市議会定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただきまして一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

まずは本定例会中ではございますが、私自身が新型コロナウイルス感染者となってしまいました。10 日間自宅療養ということで自主隔離を行い、本定例会を途中欠席させていただきました。市民の皆様、そして市議会議員の皆様方に多大なご迷惑をおかけしましたことを心からおわび申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

おかげさまで無事自宅療養も終わりました。本日から復帰ということになったわけでございます。3 回目のワクチンも打ち、そして十分に感染防止に気をつけて配慮していたところですが、感染してしまったわけございまして、オミクロン株の怖さというのを実感したところでもございます。議員各位におかれましても、また市民の皆様におかれましても、22 日からはまん延防止等重点措置が解除となりますが、十分感染予防、また防止等に配慮していただきますことを心からお願い申し上げます。私もこの経験を生かしながら、新しい感染防止対策をどのようなものが考えられるかということを検討していきたいというふうに思っている次第でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、本定例会でございますが、3 月 2 日に開会し、本日までの 17 日間、議員各位におかれましては提出されました議案に対しまして精力的に審議いただいたわけでございます。特に予算等につきましては、特別委員会を設置し、いろいろと精力的に審査、ご議論いただき、全ての議案に対して可と認定をいただいたわけございまして、心からお礼を申し上げます。付されました意見等につきましては、今後の予算執行に当たりまして十分留意をしながら予算執行に当たるつもりでございますので、今後ともご指導いただきますことを心からお願い申し上げたいと思います。

以上を申し上げまして、簡単ではございますけれども、本定例会終了に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和 4 年第 1 回滝川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 17 分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員